

宝塚市立看護専門学校パソコン管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宝塚市立看護専門学校（以下「学校」という。）のパーソナルコンピュータ及びその周辺機器（以下「パソコン」という。）の管理について、必要な事項を定める。

(管理)

第2条 学生用パソコンは、学校長が管理する。

(利用者)

第3条 学生用パソコンを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 学生
- (2) 教職員
- (3) その他学校長が必要と認めた者

2 教師用パソコンは学校の教員、講師及びその他学校長が必要と認めた者が利用できる。

(利用時間)

第4条 利用時間は、宝塚市立看護専門学校学則第7条で規定する休業日以外の午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、学校長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 学生用パソコンを本来の学習以外の目的に利用してはならない。
- (2) 利用者以外の者に学生用パソコン及び教師用パソコンの操作方法を教えたり、又はそれを操作させてはならない。
- (3) パソコンの操作環境を変更してはならない。
- (4) インターネットの利用については、次に定める行為をしてはならない。
 - ア 他人のプライバシーを侵害する行為
 - イ 他人の情報を破壊もしくは盗用する行為及び著作権もしくは知的財産権を侵害する行為
 - ウ 営業その他利得を目的とする行為
 - エ 学校の名誉を傷つける行為
 - オ 学校のネットワークの正常な維持運用を妨げる行為

(故障・破損)

第6条 利用者は、パソコンの安定作動を維持するため、機器の正しい取り扱いに努め、障害などが発生したときは、直ちに学校長に届け出なければならない。

2 利用者の故意もしくは過失によって修理若しくは調整の必要が生じたとき、あるいは破損した時は、これらの修理費並びに調整費を利用者が負担しなければならない。

(利用の制限又は禁止)

第7条 学校長は、利用者がこの要領に違反した場合は、利用の制限又は禁止をするこ

とができる。

(委 任)

第8条 この要領に定めるもののほかパソコンの管理運営について必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。